

一般名処方加算について

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いております。国は薬の安定した供給と後発医薬品の使用促進のため一般名処方を推進しています。

※一般名処方とは

薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。1種類の「有効成分」に対して商品名は先発医薬品、後発医薬品を合わせると複数あります。一般名処方であれば有効成分が同じであれば複数のお薬から選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

そのため、当院では後発医薬品が存在する医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬の有効成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方についてご不明な点などがありましたら、当院職員までご相談ください。

ご理解とご協力をお願いいたします。